



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 **K T C (京都機械工具株式会社)**  
代表者名 代表取締役社長 宇城 邦英  
(コード：5966 東証第 2 部)  
問合せ先 総務部長 竹内 昇  
電話番号 (0774) 46-3700

**単元株式数の変更、株式併合、監査等委員会設置会社への移行及び  
単元未満株式買増制度の導入並びに定款の一部変更（単元株式数の変更等）  
に関するお知らせ**

当社は平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 67 回定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更（単元株式数の変更、監査等委員会設置会社への移行、単元未満株式買増制度の導入等）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更するものです。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 67 回定時株主総会において、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準に調整することを目的に実施するものです。

### (2) 併合の内容

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

#### ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	12,387,178 株
併合により減少する株式数	9,909,743 株
併合後の発行済株式総数	2,477,435 株

（注）併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

#### ④効力発生前後における発行可能株式総数

併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	31,975,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	9,900,000 株

### (3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,433 名（100.00%）	12,387,178 株（100.00%）
5 株未満	136 名（9.49%）	155 株（0.00%）
5 株以上	1,297 名（90.51%）	12,387,023 株（100.00%）

### (5) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 67 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とします。

### 3. 監査等委員会設置会社への移行

#### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

#### (2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 67 回定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とし、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### (3) その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」をご覧ください。

### 4. 単元未満株式買増請求制度の導入

#### (1) 買増請求制度の目的

1 単元（100 株）に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主の皆様のご便宜を図ることを目的としております。

#### (2) 買増請求制度の内容

1 単元（100 株）に満たない数の株式を所有されている場合に、所有株式が 1 単元になるよう、当社（自己株式）に対し、不足する数の株式を買増すことを請求できる制度であります。

#### (3) 買増請求制度導入の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 67 回定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とします。

### 5. 定款の一部変更

#### (1) 定款の一部変更の目的

##### ①単元株式数、株式併合に関する変更

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に記載のとおり、平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数および発行可能株式総数を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、当該附則は同日をもって削除するものといたします。

##### ②監査等委員会設置会社への移行に関する変更

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）によって新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

上記「3. 監査等委員会設置会社への移行」に記載のとおり、取締役会の監査・監督機能の一層の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社及び監査等委員に関する定めの新

設並びに監査役及び監査役会に関する定めを削除を行うものであります。

③単元未満株式買増請求制度の導入に関する新設

上記「4.単元未満株式買増制度の導入」を実施するため、その旨の規定を新設するものであります。

④目的の変更

今後の事業活動の多様化に備えるため、事業目的について追加及び変更を行うものであります。

⑤責任限定契約に関する新設

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を変更する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、その旨の規定を新設するものであります。

⑥その他

上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理・統一を行うものであります。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>自動車用・航空機用・船舶用・産業機械用の工具の製造、販売並びに輸出入</u>	1. <u>作業工具及び動力工具の製造、販売及び輸出入</u>
2. <u>建築用・土木用・農業用・家庭用・医療用の工具及び利器工匠工具の製造、販売並びに輸出入</u>	2. <u>自動車用、鉄道用、航空機用、船舶用等の各種産業用の専用工具及び利器工匠工具の製造、販売及び輸出入</u>
3. 上記各号の機器及び部分品の製造、販売並びに輸出入	3. 上記各号の機械器具、部品及び金型の製造、販売及び輸出入
4. <u>産業用機械の製造、販売並びに輸出入</u>	4. <u>計測機器及び分析機器の製造、販売及び輸出入</u>
5. 自動車整備業	(削除)
6. 金型の製造、販売並びに輸出入	(削除)
7. プラスチック製自動車部品・電子部品・電機部品・医療器具・日用雑貨品の製造、販売並びに輸出入	(削除)
8. <u>潤滑剤、防錆剤、洗浄剤、消臭剤、消毒剤、芳香剤等の化学製品の製造、販売並びに輸出入</u>	(削除)
9. 建築資材、塗料及び園芸品の販売	(削除)

<p>10. <u>インテリア用品及び日用雑貨品の販売</u></p> <p>11. <u>電気機械器具及び厨房用機器の製造、販売</u> (新設)</p> <p>12. <u>医療用機械器具及び医療用具の製造、販売並びに輸出入</u> (新設)</p> <p>13. <u>医療保健機器の製造、販売並びに輸出入</u></p> <p>14. <u>空気清浄機、除湿機、浄水器、生ごみ処理機等の環境衛生保全設備機器の製造、販売並びに輸出入</u></p> <p>15. <u>エマルジョン燃料製造装置及び燃焼装置の製造、販売</u></p> <p>16. <u>健康機器の販売並びに輸出入</u></p> <p>17. <u>動物用医薬品及び農薬の販売</u> (新設)</p> <p>18. <u>不動産の賃貸</u></p> <p>19. <u>レストラン及び喫茶店の経営</u></p> <p>20. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>21. <u>労働者派遣事業</u> (新設)</p> <p>22. <u>上記各号に付帯関連する一切の事業</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>5. <u>コンピュータソフトウェア及び情報機器の開発、販売及び輸出入</u></p> <p>6. <u>医療用の工具、機械器具、機材等の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>7. <u>上記各号の製品、サービス等に関する開発、販売、保守、点検、修理、コンサルティング及び教育に関する業務</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8. <u>自然エネルギー等による発電に関する業務</u></p> <p>9. <u>不動産の賃貸及び管理に関する業務</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>10. <u>日用品及び雑貨品の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>11. <u>上記各号に付帯関連する一切の事業</u></p>
<p>第3条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第3条 (現行どおり) (機関)</p>
<p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は  
31,975,000株とする。

第6条 (条文省略)

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株  
とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株  
式について、次に掲げる権利以外の権利  
を行使することができない。

- (1) (条文省略)
  - (2) (条文省略)
  - (3) (条文省略)
- (新設)

(新設)

第9条～11条 (条文省略)

第3章 株主総会

第12条～第17条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は 9,900,000  
株とする。

第7条 (現行どおり)

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式の数は、100株  
とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株  
式について、次に掲げる権利以外の権利  
を行使することができない。

- (1) (現行どおり)
- (2) (現行どおり)
- (3) (現行どおり)

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定め  
るところにより、その有する単元未満  
株式の数と併せて単元株式数となる数  
の株式を売り渡すことを請求すること  
ができる。

第11条～13条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第14条～第19条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(削除)

(員数)

第20条 当社の取締役(監査等委員である取

<p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取</p>	<p><u>締役を除く)</u> は、7 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により取締役 (監査等委員である取締役を除く) の中から選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く)</u></p>
---	--

取締役会長及び取締役副社長を各1名並びに専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を各若干名選定することができる。

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(新設)

第25条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長及び取締役副社長を各1名並びに専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を各若干名選定することができる。

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。



<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 32 条 <u>当会社は会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
--	---

<p>(新設)</p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第 30 条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 31 条 当社の監査役は、3 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 39 条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第 40 条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第 32 条の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>本条第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>5 <u>補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに監査役に就任する。</u></p>	(削除)

第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
( <u>会計監査人の設置</u> )	(削除)
第41条 当社は会計監査人を置く。	
第42条～第43条 (条文省略)	第37条～第38条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第45条～第47条 (条文省略)	第40条～第42条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
	第1条 <u>第6条(発行可能株式総数)及び第8条 (単元株式数)の規定の変更は、平成29 年10月1日をもって効力を生じるものと する。なお、本附則は、上記効力発生後、 これを削除する。</u>

### (3) 変更の条件

平成29年6月23日開催予定の第67回定時株主総会において、「2.株式併合」に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とします

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ①取締役会決議日             | 平成29年5月12日     |
| ②定時株主総会決議日           | 平成29年6月23日(予定) |
| ③単元株式数の変更、株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| ④発行可能株式総数の変更の効力発生日   | 平成29年10月1日(予定) |

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単価が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

## (ご参考) 単元未満株数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について5株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q 4. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,210株	1個	242株	2個	なし
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	242株	なし	48株	なし	0.4株
例⑤	3株	なし	なし	なし	0.6株

- ・例④、例⑤で発生する端数株式につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ・効力発生前のご所有株式が5株未満（例⑤）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式の併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍となります。したがって、株式市場の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A 6. 特に必要なお手続きはございません。

(ただし、ご所有の株式が5株未満の場合は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。)

Q 7. 今後はどのようなスケジュールになりますか。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 23 日 定時株主総会決議日  
平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での売買最終日  
平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日  
平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日  
平成 29 年 10 月下旬 株式割当通知の発送 (予定)  
平成 29 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い (予定)

#### 【問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777 (フリーダイヤル) 受付時間 平日9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)
--

以上